

# 平成 20 年度 事業計画書

自 平成 20 年 4 月 1 日  
至 平成 21 年 3 月 31 日

社団法人 日本化学工業協会

# 目 次

I. 全体の事業計画 .....	1
II. 委員会の活動計画 .....	2
1. 総合対策委員会 .....	2
2. 広報委員会 .....	3
3. 国際活動委員会 .....	6
4. 経済・税制委員会 .....	7
5. 労働委員会 .....	8
6. 技術委員会 .....	10
7. 環境安全委員会 .....	11
8. ICCA 対策委員会 .....	20
III. 自主事業の活動計画 .....	24
1. 研修センター.....	24
2. 日本化学試験所認定機構 (JCLA) .....	25
IV. 関連組織の活動計画 .....	27
1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC) .....	27
2. 化学標準化センター .....	31
3. 化学製品 PL 相談センター .....	32
4. 危険品貨物情報室 .....	33
5. 化学兵器／産業検証連絡会 .....	33
V. 事務局共通事項 .....	33
1. 情報化の推進 .....	33
2. 職務能力の向上 .....	34

# 平成 20 年度(社)日本化学工業協会事業計画書

## I. 全体の事業計画

(社)日本化学工業協会(日化協)は、「産業と社会の共生・共栄」を基本理念に、化学産業の健全な発展を図り、もって我が国経済の繁栄と国民生活の向上に寄与することを目的として活動している。また、日本の化学産業団体を代表して国際化学工業協会協議会(ICCA)に参画し、世界の化学産業・工業会に共通する諸課題に自主的に取り組んでいる。

平成 19 年度は、以下のとおり重要課題に対応した。

- ・化学物質に係わる環境・安全については、レスポンスブル・ケア(RC)活動を推進するとともに、欧州の新たな化学品規制(REACH)に関し、事務局内に REACH タスクフォースを設置し、対応を行った。また、今後法改正が予定されている国内の化学物質管理のあり方などに対しても、積極的に意見具申を行った。さらに、ICCA メンバーとして、HPV や LRI などの国際的共同自主活動にも継続して取り組んだ。
- ・研修・教育活動などの自主活動では、研修センターおよび日本化学試験所認定機構において、事業の拡充に積極的に取り組んだ。
- ・広報活動では、的確な对外発表を基本とし、特に化学物質の安全性や環境への影響について、一般社会の人々を念頭に置いた情報発信と広聴活動に努め、化学産業に対する社会全体からの信頼の維持・向上に資するためのコミュニケーション活動を行った。
- ・地球温暖化対応では、環境自主行動計画を見直し、新たな努力目標を設定するとともに、新興国や途上国に対し、会員各社が所有する省エネルギー・環境技術のプレゼンテーションを開始した。
- ・公益法人制度改革に関しては、平成 20 年度税制改正要望において、公益法人への課税制度について要望したほか、新制度に係わる情報収集、検討を行った。

これらの実績を踏まえ、平成 20 年度は、以下の項目を重点課題とし、日化協事業目的の達成と会員ニーズの充足に向けた活動を効率的に推進していく。

- ・環境・安全に係わる諸課題に対する内外での取り組み強化
- ・地球温暖化対応のさらなる推進
- ・ICCA 優先課題活動(化学品政策と健康、気候変動とエネルギー、RC)への対応
- ・広報・広聴活動のさらなる充実
- ・公益法人制度改革への対応

[※文中の英文表記については、次ページ以降の本文中で解説する。]

## II. 委員会の活動計画

### 1. 総合対策委員会(事務局 総務部)

#### (1) 企画および運営の方針

化学産業団体として、政策提言や情報発信を図るとともに、化学産業に対する社会の理解と信頼を一層増進するため、各委員会とも連携して事業の充実、拡大に努める。また、日本を代表する化学団体として国際分野での活動に積極的に参画し、国際的プレゼンスを高める。

#### (2) 活動計画

##### 1) 総合対策委員会および同幹事会

平成 20 年度も 2 回の定例会合(今秋の ICCA<sup>1</sup> 理事会後および明春の次年度事業計画・予算案作成時)を開催するとともに、公益法人制度改革への対応、ICCA ワーキンググループ再編、国際的化学品規制など、内外の重要課題について必要に応じて随時会議を開催する。

また、下部組織である総合対策委員会幹事会および同ワーキンググループ(通称「部長会」)を適宜開催し、時々の案件に取り組む。

##### 2) REACH 対応部会

平成 19 年 4 月、欧州の新しい化学物質規制法 REACH<sup>2</sup> に対応するため、日化協事務局内に REACH タスクフォースが設置された。REACH 対応部会は、同タスクフォースの活動を委員会活動として行うため、平成 19 年 11 月、総合対策委員会の部会として設置された。平成 20 年度は、日化協 REACH 対応協議会の事業終了にともなって設置される REACH 情報連絡会などを通じ、会員への情報提供、支援を行うほか、平成 19 年度に引続き以下の項目に取り組むが、特に、REACH に適正に対応するための行政当局対応およびサプライチェーン上の川中・川下ユーザーへの対応、支援を重点課題とする。

① 日化協会員への情報提供と相談対応

② REACH の実施にともなう諸問題について、EU<sup>3</sup> 行政当局、WTO<sup>4</sup> などへの働きかけならびに ICCA 傘下の協会および APEC<sup>5</sup>、アジア諸国などとの連携など

③ 国内行政当局への意見具申

④ 国内外におけるサプライチェーン、ユーザー対応

<sup>1</sup> ICCA : International Council of Chemical Associations (国際化学工業協会協議会)

<sup>2</sup> REACH : Registration, Evaluation and Authorisation of Chemicals

<sup>3</sup> EU : European Union(欧州連合)

<sup>4</sup> WTO : World Trade Organization(世界貿易機構)

<sup>5</sup> APEC : Asian Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力会議)

⑤ 関係する国内関係協会・工業会との連携、広報活動の充実

## 2. 広報委員会(事務局 広報部)

### (1) 企画および運営の方針

個別企業の取組みでは効率的でない活動(国際活動も含む)や学会などとの活動、あるいは消費者、オピニオンリーダー、学生などの不特定多数および行政当局などを対象とする活動を中心として、化学産業に対する社会全体の信頼の維持・向上に資する広報・広聴活動を積極的に展開していく。

また、市民、NGO<sup>6</sup>、マスメディア、アナリスト、ユーザー業界、行政当局、学会、労働組合などの利害関係者(ステークホルダー)との間で、環境、化学品安全などの科学的事項を含む多彩なテーマでのコミュニケーションを通じて相互理解を深めることがますます重要になっている。活動にあたっては、一般の方々の理解を得るため、より分かりやすいツーウェイコミュニケーションを実施していくとともに、説得する広報でなく、意見の対立があってもそれを納得し合える広報を実施していく。

さらに、業界としての政策提言力や情報発信機能の強化・拡大などを目的に、中・長期的な広報活動のミッション・基本方針の見直しおよび効率・充実化を、委員会内の広報活動部会などをおして行っていく。

このような観点から、平成 20 年度は、以下の 6 点を重点課題とする。

- I. 化学産業の社会・産業発展への貢献および地球温暖化対応などの日化協活動に対する認知向上および理解促進
- II. 環境・化学品安全に関する広報・広聴活動の強化：化学産業の将来に係わる可能性のある諸課題のいち速い察知およびコミュニケーションを通じた適切な対処。科学的議論の推進ならびに産業界の見解・取組みおよびリスクとベネフィットの理解の促進
- III. 会員企業のニーズに即した広報・広聴サービスおよび協力・連携
- IV. 化学業界他団体との連携強化：化学業界全体の広報活動の効果拡大・効率化の推進
- V. 世界の化学業界の一員としての一貫性あるメッセージの発信および業界共通意見の主張
- VI. 次世代を担う青少年に対する広報活動の実施

### (2) 活動計画

重点課題 I に関して

---

<sup>6</sup> NGO : Non-governmental Organization(非政府機関)

#### 1) 化学産業に対する理解の増進

化学産業の啓発映像などを作成し幅広い層の方々に見て頂くとともに、「夢・化学-21」キャンペーン(後述)においても種々の事業を実施し、化学産業の啓発活動を積極的に行う。

#### 2) 定期刊行物の発行および印刷物・ウェブサイトによる化学業界動向、日化協活動などの紹介

① 日化協のウェブサイトを一般の人にさらに見て頂けるよう、引続き内容の充実を図る。

② 「グラフでみる日本の化学工業」2008年版の発行と2009年版の作成準備を行う。

#### 3) ステークホルダーに対する広聴活動の一層の推進

化学業界の様々なステークホルダーやオピニオンリーダーなどに対して対話、広聴活動を実施し、今後の日化協および会員企業の広報活動や方針作成の一助とする。

#### 4) マスメディアへの積極的なPR

ニュースリリース、取材対応、レクチャーなどを通じ、地球温暖化対応をはじめとする日化協の活動や主張をマスメディアへ積極的にPRするとともに、広報・広聴活動に役立てる。

### 重点課題Ⅱに関して

#### 1) 環境・化学品安全への対応および化学業界の自主的活動における広報

##### ① 化学産業の将来に係わる課題への対応

化学物質の安全性では、過去一方的な報道で大きな問題になった内分泌かく乱作用での経験をもとに、環境安全委員会の新規課題対応ワーキンググループで取り上げられているバイオモニタリングや新規化学物質(ナノマテリアルなど)の安全性などについて、初期対応を重視し、関連部署と種々の準備を整える。分かりやすい主張・資料、マスメディアのキーパーソンとの定期的意見交換、講演会の開催、関連シンポジウム・セミナーへの参加・対応、行政当局への広報・広聴などを実施していく。特に、環境省主催の「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」には、国際的な連携のもとで引続き対応していく。

##### ② レスポンシブル・ケア活動のより積極的な広報

レスポンシブル・ケア活動が化学業界の広報活動の大きな柱であることに鑑み、日本レスポンシブル・ケア協議会(JRCC<sup>7</sup>)に積極的に協力し、広報活動を支えていく。

##### ③ LRI<sup>8</sup>、HPV<sup>9</sup>などの活動に関する広報

適時的確なニュースリリース、取材対応、広告、分かりやすい資料の作成配布などを行い、本活動の認知向上に努める。

<sup>7</sup> JRCC : Japan Responsible Care Council

<sup>8</sup> LRI : Long-range Research Initiative

<sup>9</sup> HPV : High Production Volume(高生産量化学物質)

## 2) 「化学物質と環境円卓会議」への対応

市民、行政当局、産業が環境リスク低減のための情報を共有し、相互理解を深めるためのコミュニケーションの場である本会議に参加し、化学業界の環境・安全への取組みに関する最新情報の提供、制作物の配布など、広報・広聴活動を継続的に実施していく。

## 3) 環境税に関する広報活動

環境税に係わる動向を見極め、化学産業団体・地球温暖化対策協議会や経済広報センターなどと連携し、広報活動を強力に推進する。

## 4) 行政当局との情報交換の継続

## 5) 化学物質とリスク管理に関するパンフレットなどの配布

パンフレット「知っておきたい食べ物のお話」などを配布し、化学業界の化学製品安全に関する考え方を啓発する。

重点課題Ⅲに関して

### 1) 広報 NET の充実

日化協の活動概要に加え、経営や広報活動に役立つ情報・ノウハウなど、会員のニーズに沿った内外の関連情報のタイムリーな配信を継続する。

### 2) 広報研修会の実施

ワーキンググループでテーマを検討し、年間4回程度実施する。

重点課題Ⅳに関して

### 1) 化学業界団体の広報連絡会の実施

化学業界の主要 11 団体で構成する化学業界団体広報連絡会は、各団体の広報活動情報や様々な活動のベストプラクティスの共有化、合同講演会の実施を行っているが、さらに教科書問題や以下の二項目などを協力して実施し、広報効果の拡大と効率化を図る。

### 2) 中学校・高校教員に対する環境教育の実施

東京都を中心とする中学校・高校教員への環境教育のために、会合を設営するほか日化協職員や化学業界各社社員、専門家の講師派遣などを実施する。

### 3) 教員向け工場見学会の実施

他の化学業界団体とも協力し、環境教育関係を中心に東京都小学校社会科研究会などを対象に工場見学会を実施する。

重点課題Ⅴに関して

### 1) ICCA の広報活動との連帯

ICCA コミュニケーショングループの役割が拡大しており、この活動に積極的に協力していく。同活動への関与を通じて、コミュニケーションやコミュニケーションの基本方針をベース

としたレピュテーション広報の連帯強化を図る。

## 2) 海外諸団体・業界団体との関係強化

ICCA を始め海外の関係先との間でタイムリーな情報交換を積極的に行い、国内における広報活動の一助とする。

## 3) ウェブサイトの英文版の充実

重点課題VIに関して

### 1) 「夢・化学-21」キャンペーン事業

現在、本事業の活動の柱は、「実験体験」型の活動、次世代の科学技術を担う人材の育成を目的とした高校生向けの「全国高校化学グランプリ」および「国際化学オリンピック」ならびに小冊子やウェブサイトなどによる化学産業・化学の啓発事業の三つである。平成 20 年度も「国際化学オリンピック」、「夏休み子ども化学実験ショー」などについて、(独)科学技術振興機構および子どもゆめ基金に助成金を申請し、本事業の充実を図る。

① 子ども向けイベント：「夏休み子ども化学実験ショー」の継続開催(平成 20 年 8 月 22～24 日、於：日本科学未来館)のほか、科学技術館・国立科学博物館などでの土曜実験教室の実施、全国約 10 箇所の科学館での出前実験教室などを実施する。

② 次世代育成事業：「全国高校化学グランプリ」の開催および「国際化学オリンピック」(ハンガリー大会)への派遣については、継続して実施する。「国際化学オリンピック」の 2010 年日本開催についても準備作業・プレイベントに協力する。

③ 化学産業・化学の啓発：化学産業の啓発パンフレットである「地球の未来を化学がつくる」(改訂版)と化学の啓発パンフレットの「おもしろ化学史」(改訂版)を高校などに引き続き配布する。また、平成 19 年度に制作した中学生向け副読本を印刷・配布するとともに、中学校の先生向け実験集「化学を楽しむ」の内容改訂のための教員グループを組織し、編集を行う。身近にある化学製品に関する啓発のウェブサイト「化学ミュージアム」の掲載製品の数を増やし、充実を図る。平成 19 年度に立ち上げた化学カルタワーキンググループで化学カルタ元素記号編の読み札、取り札の版下を作成し、今後の活用方法を検討する。

## 3. 国際活動委員会(事務局 国際業務室)

### (1) 企画および運営の方針

わが国化学産業の通商問題、アジア問題に関し、国内外において国際交流を深め、情報・意見の交換とグローバルな協力関係を推進する。WTO ドーハ・ラウンドおよび地域／二国間自

由貿易協定(FTA<sup>10</sup>)は、わが国の化学産業にも甚大な影響を与えることに鑑み、国内外の化学関連団体および経済産業省との情報・意見交換や連携をとおして、十全な対応を図る。中国、ASEAN 諸国との対話・交流を深める。

## (2) 活動計画

- ① WTO ドーハ・ラウンド交渉の進捗に合わせ、タイムリーに行政当局に意見具申し、わが国化学産業の意向が反映されるよう努める。
- ② 進行中の経済連携協定(EPA<sup>11</sup>)交渉において、関連団体と調整し、経済産業省に意見を具申する。
- ③ WTO、EPA、APEC などにおいて議論されている原産地規則について、前年に引続き、化学業界としての意見を取りまとめ、具申する。
- ④ 日中化学産業交流連絡会の解散にともない、当委員会に日中化学産業交流ワーキンググループを設置し、両国化学産業の交流促進を図る。  
具体的には、第6回日中化学官民対話および第3回日中省エネルギー・環境総合フォーラムへ参加する。
- ⑤ 以下の会議への参加を通じて、経済産業省とも連携を取りつつ、アジア諸国の化学産業関係者との交流を図る。
  - ・WGCI<sup>12</sup> (日本・アセアン化学産業の官民対話プログラム)
  - ・ACIC<sup>13</sup> (アセアン化学工業協議会)
  - ・APEC 化学ダイアローグ
- ⑥ 通商ネットでタイムリーに有益な情報を流し、メンバー会社に対するサービスの向上に努める。

## 4. 経済・税制委員会(事務局 産業部)

### (1) 企画および運営の方針

- ① 化学企業の活性化や国際競争力強化と、そのための事業構造改革と新たな事業の創造に取り組む観点に立ち、化学業界の要望を取りまとめ、平成21年度税制改正要望として行政当局などに提出してその実現に努める。同時に、環境税制などの議論については、情報収集や調査研究を行い、的確に対応していく。

---

<sup>10</sup> FTA : Free Trade Agreement

<sup>11</sup> EPA : Economic Partnership Agreement

<sup>12</sup> WGCI : Working Group on Chemical Industry

<sup>13</sup> ACIC : ASEAN Chemical Industry Council(アセアン化学工業会議)

当委員会に税制運営部会を置き、これらを推進する。

- ② 会員企業の経営判断に資するため、経済動向の調査分析や関連情報の提供および講演会などの開催などを行う。企業経営をめぐる諸課題に対応するため、商法等検討部会、安全保障貿易管理検討部会、規制緩和検討部会において調査研究などを行い、必要に応じ意見要望を取りまとめる。

## (2) 活動計画

- ① 平成21年度税制改正要望へ向けて、日本経済団体連合会や諸団体と連携を取りながら、企業税制に関する情報収集や化学業界への影響などの調査研究を行い、化学業界の要望を取りまとめ、9月度日化協理事会の承認後、財務省、総務省、経済産業省などに提出する。
- ② 委員の要望などに応じて国税や地方税などの関係法令や通達などの改廃に関する情報収集や調査研究を行い、適宜説明会などを開催する。また、各種情報や関係資料などを適宜会員に提供する。
- ③ 一般経済動向および化学工業経済動向について、行政当局や調査機関などからの情報収集やその分析などを行い、日化協のウェブサイトや経済ネットなどを活用して、それらを随時会員に提供する。
- ④ 経済動向、経済や経営に関する課題、法令の制定改廃などについて、会員を対象に専門家などによる講演会や説明会を年数回開催する。
- ⑤ 安全保障貿易管理を中心として、外為法に定められた規制の遵守および合理的運用を目的に、外部団体などを含めた意見・情報の交換などを年数回行い、企業の輸出管理に役立つ資料などを会員に提供する。
- ⑥ 規制緩和に関し、過去の達成状況などを検討して行政当局などに要望を提出する。

## 5. 労働委員会(事務局 労働部)

### (1) 企画および運営の方針

平成20年度は人事・労務の次世代を担う人材育成事業として第26回「海外化学工業労働事情調査団」のインドへの派遣を企画・実行するとともに、労働契約法制を始め、諸労働法制・行政指針などの動きを注視し、意見具申などの適切な対応を図っていく。また、労働組合との適切な関係の維持・発展への努力、会員企業へ時宜に適った有用情報の提供、各種の講演会の開催などの活動を行う。

なお、運営にあたっては「労働委員会」のほかに「労働委員会幹事会」(委員長、副委員長、事務局で構成)を適宜開催し、時々の課題に柔軟に対応していく。

## (2) 活動計画

### ① 人事労務の次代を担うリーダー育成

平成 19 年度は国内研修を実施したが、平成 20 年度は第 26 回「海外化学工業労働事情調査団」をインドへ派遣する。インドは近年 7～8%台の高い経済成長を続けており今後大きなマーケットとなることが予想される。日系企業のインドへの進出は拡大してはいるが、文化的、心理的な隔たりも大きく、インドについての情報は十分とは言えない。とりわけインドにおける労働事情、即ち事業展開にあたり必須となる人材の確保や雇用管理、労働法規などに関しては極めて情報不足の状態にある。このようなことから、日系企業、日本以外の外資系企業などを訪問し、勤労意識、人事労務管理などの実態を把握し、今後インドに進出する化学企業の実情に適した管理の方向性を検討する。

- ・実施予定：事前研修 4 月～9 月  
現地調査・視察 10 月(8 日間)  
報告書作成・完了 11 月～12 月
- ・視察候補地：ムンバイ、コルカタ、デリー

### ② 労働法制見直し、行政施策への対応

平成 19 年度は改正パートタイム労働法、労働契約法などが成立した。平成 20 年度も様々な労働関連法、指針などの見直し・立法化が進められる見通しであるが、引続き次の通り対応する。

- ・会員への労働法制、指針などの見直し・立法化などの速やかな情報提供
- ・業種としての意見の反映((社)日本経済団体連合会を通じて、もしくは直接行政当局へ)
- ・その他必要に応じた行政諸施策に関する会員への情報提供など

### ③ 化学労働組合への適切な対応

- ・ ICEM-JAF(日本化学エネルギー鉱山労働組合協議会)化学委員会との労使懇談会の継続実施(第 35 回、第 36 回)による意思疎通と信頼関係の維持。

### ④ 日化協会員への有用な人事・労務情報の提供

会員企業からのニーズ・問合せに的確に対応するとともに、適宜講演会を開催し会員企業へ有用な各種の情報を提供する。

- ・情報 BOX(FAX)、日化協ウェブサイトでの最新情報提供
- ・講演会の開催(年間 4 回程度)
- ・労働関係各種調査

### ⑤ 次世代化学産業を担う人材の育成

## 6. 技術委員会(事務局 技術部)

### (1) 企画および運営の方針

- ① 地球温暖化対応に関して、これまで10年間継続して推進してきている環境自主行動計画平成19年度の目標見直しにしたい、(a)製造部門・業務部門・家庭部門の活動を推進する。(b)化学工業界の省エネ技術の海外への普及に努める。また、ポスト京都議定書のポジションの確立を急ぐ。そのため、(c)加盟企業代表者による意見交換、国内他業界との連携を深め、(d)国際組織ICCAでの活動を推進し、グローバルな観点での活動を推進する。
- ② 化学企業の多様な電力に係わる課題と電気事業改革に対応するため、広く情報収集と調査研究を行う。
- ③ サプライチェーンにおける諸問題、特にREACH対応と物質情報伝達に着目して問題点の明確化と解決策の検討を行う。また、ユーザー業界との協調や国際会議への参加をととして国内外のユーザー情報の収集を行う。
- ④ 日化協技術賞の表彰候補業績の選考を行い、化学技術の進歩向上と化学産業の技術開発振興を図る一助とする。
- ⑤ 必要に応じて技術的話題を中心とした情報収集や講演会などの行事を開催する。

### (2) 活動計画

#### 1) 地球温暖化対応

「環境自主行動計画」に参画し、各企業の活動内容のフォローアップを行う。また、ポスト京都議定書のポジションの確立を急ぐ。国内においては、参加企業代表による意見交換を深め、「将来枠組みに関する連絡協議会」および「地球温暖化対策関係団体連絡協議会」に参画し、個別業界との連携をととして協力、推進する。国際対応においては、ICCAの組織改革に伴い新設されたワーキンググループ(Climate Change and Energy Policies)の議長国として、グローバルな温暖化対応を推進する。

#### 2) 電力部会

電力諸制度の調査分析および情報収集を柱に「電力の安定供給」や「環境保全」という視点を交えての課題についても調査研究を行う。また電力アンケート調査の項目については、電気事業分科会の第4次制度改革に併せ実施時期を含め見直しすることとし、調査範囲についても電力部会の調査結果と環境自主行動における調査との整合性を持たせるため、環境自主行動計画参加会社まで拡大する。

### 3) サプライチェーン対応とユーザー業界との協調

REACH 対応については、日化協 REACH タスクフォースとも連携し、各種情報の伝達、ユーザー情報の共有化などを図る。また、平成 19 年度から議論し準備を進めてきた物質情報伝達に関する試行と問題点の明確化を図り、よりスムーズな情報伝達が行われるように改善を進めてゆく。一方、自動車工業界や E&E 業界などと協調し、物質申告システムの運用や IEC<sup>14</sup> /TC111 などに協力する。さらに Global Plastics Meeting や GASG Meeting に参加し海外情報の収集にも努める。

### 4) 技術賞表彰

第 40 回日化協技術賞(総合賞、技術特別賞、環境技術賞)の表彰を行い、また第 41 回の募集および審査を実施する。

### 5) 各種技術的課題への対応

- ① 知的財産に関するテーマについての特許庁などからの要請については、幹事会で適切に対応する。
- ② 化学兵器禁止機関(OPCW<sup>15</sup>)からの研修生受け入れなどの要請については、幹事会で適切に対応する。
- ③ 新技術開発などに関する各種機関からの要請については、幹事会で適切に対応する。
- ④ 人材育成に係わる各種機関からの技術関連の要請については、幹事会で適切に対応する。

## 7. 環境安全委員会(事務局 環境安全部・化学品管理部)

### (1) 企画および運営の方針

- 1) 化学工業における環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品安全の取組みに万全を期すため、国際的、国内的な環境・安全に係わる諸問題について、最近の動向の把握とその周知を図るとともに、化学業界の立場と意見の反映を図り、環境・安全に関する自主活動を、関係諸団体・機関と連携し推進する。
- 2) 環境安全委員会の事業を推進するために、環境・安全の諸課題の受け皿および対策の推進母体として環境部会、保安防災部会、労働安全衛生部会、化学品安全部会を適宜開催し、対応を図るとともに、各部会の範囲を超える課題についてはタスクフォース形式のワーキンググループを設置し、事業の推進を図る。

<sup>14</sup> IEC : International Electrotechnical Commission(国際電気標準会議)

<sup>15</sup> OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons(化学兵器禁止機関)

- 3) ICCA 対策委員会および他の業務委員会、関係ワーキンググループと協力して、ICCA、BIAC<sup>16</sup>、OECD<sup>17</sup>、国連の各機関などの国際機関の環境・安全に関する諸活動に積極的に参画・関与し交流を図るとともに、化学業界への取組みの反映を図る。

## (2) 活動計画

### 1) 運営幹事会

環境安全委員会全般に係わる重要事項および各部会に横断的に係わる重要事項を検討し、委員会の運営の機能化・効率化を図る。各部会の活動状況を掌握・補佐し、環境安全委員会としての活動方針を審議して環境安全委員会(または環境安全委員長)に諮る。

### 2) 環境部会

<企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケア活動の中核となる、自主管理による大気、水質などへの有害物質の排出実態の把握と削減対策の推進、産業廃棄物の削減・リサイクルの促進などに係わる進捗状況の把握と対策推進を図る。
- ② 部会に参画する会員企業・団体との緊密な連携を推進するため、原則として環境部会を毎月開催し、環境関連法規制、環境関連行政の動向などの把握結果およびその紹介ならびに会員からの意見集約とその結果を反映すべく適切な対応を図る。

<活動計画>

- ① 化学物質排出把握管理促進法(化管法/PRTR<sup>18</sup> 法)制度見直しへの対応
  - ・化管法対象物質見直しなどへの対応
  - ・化管法届出量算出状況、届出外排出量算出方法見直し議論への対応
- ② 水質規制に係わる対応
  - ・水生生物保全「対象物質追加審議」などに係わる対応を図る。
  - ・閉鎖性海域(3 大湾水質総量規制)の業種別基準値設定への対応を図る。
- ③ 大気規制に係わる対応
  - ・大気汚染防止法違反に関連して、法令遵守体制強化などに関する対応を図る。
  - ・新たな「有害大気汚染物質指針値」設定などへの対応を図る。
- ④ 日化協自主管理活動の継続実施
  - ・日化協 PRTR(日化協 VOC<sup>19</sup> も含む)自主管理の実施  
(「日化協 PRTR 集計」調査とその解析フォローを「日化協 VOC」と兼ねて行う)

<sup>16</sup> BIAC : The Business & Industry Advisory Committee to the OECD(経済産業諮問委員会)

<sup>17</sup> OECD : Organisation for Economic Cooperation and Development(経済協力開発機構)

<sup>18</sup> PRTR : Pollutant Release & Transfer Register(環境汚染物質排出移動・登録制度)

<sup>19</sup> VOC : Volatile Organic Compound(揮発性有機化合物)

- ・有害大気汚染物質(日化協排出量)と全国モニタリング結果との比較検討を行う。
- ⑤ 産業廃棄物・リサイクルに係わる取組みの推進
  - ・廃棄物削減自主行動計画の推進継続、産業廃棄物調査の実施(CJC<sup>20</sup> 調査、(社)日本経済団体連合会調査)
  - ・廃棄物処理法の見直し、改正の動きに対する対応を図る。
  - ・廃棄物移動量(PRTR 法)の追跡議論への対応を図る。
- ⑥ その他の環境に関する課題
  - ・ダイオキシン、PCB<sup>21</sup> 関連規制(ダイオキシン類の新たな発生源規制など)の動向把握と必要な対応、ならびにその他 POPs<sup>22</sup> などに関する規制動向の把握と必要な対応を図る。

### 3) 保安防災部会

#### <企画および運営>

- ① レスポンシブル・ケアの一環として製造・物流に係わる安全の確保に必要な指針・要領などを普及する。
- ② 危険物、毒劇物、高圧ガスなどに係わる安全を確保するため、各種保安規則・基準への対応およびその周知徹底を図るとともに、事故防止のための自主的取組みの強化を図る。
- ③ 国連危険物輸送専門家委員会(UNCETDG<sup>23</sup> )、国際海事機構(IMO<sup>24</sup> )などの国際機関の会合などに参加し、危険物輸送に関する国際動向を把握し、周知徹底を図るとともに、国内危険物輸送に関する対応を図る。
- ④ 分類調和ワーキンググループと連携して、GHS<sup>25</sup> (化学品分類表示調和システム)の国内での実施に向けて保安防災および危険物輸送に関する対応を図る。
- ⑤ 国内危険物輸送について、関連法規と国連勧告との整合性の確立に向け、関係諸団体と連携し推進する。

#### <活動計画>

- ① 危険物、毒劇物、高圧ガスなどに係わる安全を確保するため、事故防止の一層の強化および安全管理の向上を目指し、会員企業の自主保安対策上の取組みを積極的に支援する。

<sup>20</sup> CJC : Clean Japan Center(財団法人クリーン・ジャパン・センター)

<sup>21</sup> PCB : Polychlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)

<sup>22</sup> POPs : Persistent Organic Pollutants (高残留性有機汚染物質)

<sup>23</sup> UNCETDG : United Nations Committee of Experts on Transport of Dangerous Goods(国連危険物輸送専門委員会)

<sup>24</sup> IMO : International Maritime Organization(国際海事機構)

<sup>25</sup> GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

- ② 保安防災に係わる規則、基準などの改正にともなう重要情報の会員への周知と、必要により行政当局への働きかけを、危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会などと協力しながら行う。
- ③ 危険物の施設における保安の充実方策のあり方について、消防庁危険物保安室と連携しながら、自主保安対策促進を支援する。
- ④ 国民保護法の成立と昨今の国際テロの脅威を勘案して、平成 19 年度より経済産業省が検討を開始している化学プラントにおける危機管理体制の構築検討に対して、同省と連携してこれを支援、推進する。
- ⑤ 化学業界としてイエローカードの普及啓発に努めるとともに、緊急時応急措置指針を活用した個品対象の容器イエローカード(ラベル方式)の導入を促進する。また、行政当局・関係業界への協力を行う。〈危険物輸送サブ・ワーキンググループ〉
- ⑥ 船舶・航空輸送に関する国内外への対応(危険品貨物情報室の事業活動を含む)を図るとともに国内危険物道路輸送に関する関係保安法規ならびに指針・要領などの普及、セミナーによる啓発の推進を図る。〈危険物輸送サブ・ワーキンググループ〉
- ⑦ 国内の危険物輸送に関する国内法(消防法、毒劇法、高圧ガス保安法など)と国連勧告との整合性について検討し、会員企業と協力して必要な対応を図る。
- ⑧ 保安防災の観点から分類調和ワーキンググループの取組みを支援し、GHS 中の物理化学的危険性と危険物輸送に関して必要な対応を図る。

#### 4) 労働安全衛生部会

##### 〈企画および運営〉

- ① 労働安全衛生に係わる法規制、基準などの行政関連課題への対応を図るとともに、化学業界の意見の反映を図る。
- ② 労働災害防止のためのシステムとして、OSHMS<sup>26</sup> の普及、定着を図る。
- ③ 国際機関の動向を把握し、これに対する適切な対応を図る。
- ④ 化学業界の労働安全成績に関する自主的調査を継続的に実施し、安全衛生水準向上のための施策に役立てる。

##### 〈活動計画〉

- ① 労働安全衛生に関する法律、政令、規則、通達などの改正にともなう重要な情報を会員に伝達し、必要に応じ意見の調整、関係省庁との折衝などを行う。

<sup>26</sup> OSHMS : Occupational Safety and Health Management System (労働安全衛生マネジメントシステム)

- ② 石綿製品の代替化の推進および適切な管理<石綿代替化検討サブ・ワーキンググループ>  
石綿製品の全面禁止を目指し、安全の確保に最大限の配慮を行いつつ、これまでに得られた代替化事例などに関する情報を会員企業・団体へ水平展開し、代替化推進を積極支援する。
- ③ OSHMS への対応  
OSHMS 促進協議会と協力しながら OSHMS の普及、定着を図る。また、OSHMS に係わる他の業界の情報などを会員へ伝える。
- ④ 労働安全衛生実態調査の実施、報告書の作成および内容の周知徹底  
平成 20 年度も労働安全衛生実態調査を実施し、報告書を作成の上、その内容を会員企業・団体へ周知徹底する。
- ⑤ 厚生労働省、中央災害防止協会の化学物質管理関連の委員会などに参画して、必要な意見を述べるとともに情報を会員へ伝達する。
- ⑥ その他関係団体との情報交換・連絡、調整、交流(参加、推薦を含む)を行う。

## 5) 化学品安全部会

<企画および運営>

- ① 化学物質管理に係わる法規制、基準・試験方法などの行政関連課題への対応を図るとともに、業界の意見を集約し、その反映を図る。
- ② 環境安全委員会および ICCA 対策委員会内に設置される大型タスクフォースが所管するもの以外の国内・海外法規制の動向把握と対応を図る。
- ③ 環境安全委員会分類調和ワーキンググループおよび REACH タスクフォースとの連携を図る。
- ④ 既存化学物質の安全性点検の推進を図る。

<活動計画>

- ① 化学物質管理に係わる法改正への対応

<化学物質総合管理研究会><化審法サブ・ワーキンググループ>

- ・平成 20 年 1 月から開始された 3 省合同(経済産業省、環境省、厚生労働省)による「化学物質審査規制法(化審法)の見直し合同会合」に対して、広く産業界の意見を集約した上、審議会に意見具申を行い、中間取りまとめにもその意見を最大限反映させるように努める。
- ・その後、昨年の「化管法」に関する中間取りまとめも勘案した上で、両者を束ねて、改正法案が平成 21 年の通常国会に上程される予定であるが、これに向け継続される審議に対して、適切な対応を図る。

②「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)」に対して、以下事項に関する積極的な推進を図る。

- ・平成20年5月予定のプログラム推進委員会中間評価への対応
- ・未登録物質の登録促進
- ・コンソーシアムでの取組み支援とカテゴリー・アプローチの促進
- ・試験計画書、報告書の作成支援と提出の促進

③ 化学物質の安全性情報収集・発信に関する基盤整備推進

REACH-ITを始め、化学物質の安全性情報に関する世界共通化が加速される中、国際共有化対応のため、将来的な「日本版ストックヤード」構築を目指し、経済産業省、NITE<sup>27</sup>、化学産業界メンバーによる検討委員会を設置。まずは、Japan チャレンジプログラムの情報発信などに関する整備などより具体的検討を開始する。

④ GHSの国内導入・整備への対応

<MSDS・ラベル作成指針サブ・ワーキンググループ>

- ・GHSは、平成18年12月にわが国において、労働安全衛生法へ初めて導入されたが、その改正労働安全衛生法に基づき、平成20年12月より裾切り値変更も開始される予定であり、本年はその変更への対応を図る。
- ・化管法のMSDS制度におけるGHS対応について、各国のGHS導入状況にも留意し、国内外の制度的見直し取組み状況について情報収集するとともに、業界の意見を集約し、その反映および対応を図る。<分類調和ワーキンググループと連携>
- ・改訂されたMSDS<sup>28</sup> および新設されたラベル表示に関するJIS<sup>29</sup> に基づいた「日化協GHS対応ガイドライン」の普及・啓発に努める。

⑤ 海外法規制の動向把握と対応

<化審法サブ・ワーキンググループ>

- ・海外(中国・韓国)法規制への対応を図る。
- ・新規化学物質の登録制度の国際相互認証作業への対応を図る。

⑥ 化学品に係わる情報把握と情報発信

<化学品情報サブ・ワーキンググループ><化審法サブ・ワーキンググループ>

- ・MSDS ライブラリーの普及を図る。
- ・化学物質の法規制データベースの維持と拡充を図る。

<sup>27</sup> NITE : National Institute of Technology and Evaluation(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

<sup>28</sup> MSDS : Material Safety Data Sheet(化学物質等安全データシート)

<sup>29</sup> JIS : Japan Industrial Standard(日本工業規格)

・OECDテスト・ガイドラインの動向把握と対応を図る。

⑦ 化学物質検索システムの改善、向上

＜化学物質検索システム構築プロジェクト＞

化学物質の取扱い関係者を対象として、利便性の高い化学物質検索システムを目指し、NITE 化学物質総合検索システムとも連携の上、化審法整理番号、CAS<sup>30</sup> 番号、EINECS<sup>31</sup> 番号、国連番号などのデータベース登録番号間の連関表の整備を行い、当該システムの改善、向上に努める。

6) 安全表彰会議

＜企画および運営＞

- ① 優れた安全成績をあげた日化協または JRCC の会員事業所および会員関連事業所を表彰し、その努力と成果を広く発表し、業界全体の安全意識の高揚、安全対策の向上を図る。
- ② 安全に関する所定の資格要件に合致する日化協法人会員事業所に対し、無災害事業所申告制度の推進を図る。

＜活動計画＞

- ① 安全に係わる模範的な活動を行い、かつ安全成績の優秀な事業所の表彰候補の審査
- ② 安全表彰事業所を中心とする安全管理活動状況発表会「安全シンポジウム」の開催
- ③ 無災害事業所申告制度の推進

7) エンドクリン・ワーキンググループ

＜企画および運営＞

平成8年に設置された本ワーキンググループは、これまでに、エンドクリン問題への対応の基本方針および政策の策定を行い、行政当局、学会、マスメディアおよび一般社会の動向に配慮しつつ、総合的にこの問題への対応を図り、また、ここから派生した諸問題への対応を行ってきたところである。この間、国内ではこの問題に対するマスメディアや社会の関心は薄れつつあるが、環境省の対応は SPEED'98<sup>32</sup> から ExTEND<sup>33</sup> 2005 へと、より科学的な基礎研究に重点を移して来ている。

また、子どもの健康、脳・神経系や免疫系に及ぼす化学物質の影響など、この問題から派生してきた種々の課題については、今後も行政当局や学会を中心に科学的な検討が進められ、

<sup>30</sup> CAS : Chemical Abstracts Service

<sup>31</sup> EINECS : European Inventory of Existing Commercial Chemical Substances  
(欧州商業用既存化学物質名簿)

<sup>32</sup> SPEED'98 : Strategic Programs on Environmental Endocrine Disruptors '98(環境ホルモン戦略計画)

<sup>33</sup> ExTEND : Enhanced Tack on Endocrine Disruption(SPEED'98 に続く化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応方針)

また、海外では、今後この問題が大きく取り上げられる可能性もある。そして、一般市民に根強く残る環境ホルモン(化学物質の内分泌かく乱作用問題)の認識に対応する広報戦略も重要である。

このような状況下、本ワーキンググループを発展的に解消し、今後、エンドクリン問題および同問題から派生する科学的な諸課題については、新規課題対応ワーキンググループが対応することとし、エンドクリン問題への広報戦略を含めた化学製品の安全性や化学物質管理に関する社会的な課題への対応については、広報部ならびに関連部門との連携を深めて強化を図るものとする。

## 8) 分類調和ワーキンググループ

<企画および運営>

GHSについては、国連のGHS専門家小委員会(GHS-SC)において、2003年に国連勧告が発効され、最近では2007年7月に改訂2版が承認・発効された。

各国においては、本GHSに合致するように、関連法規・規則類を改定し、2008年を目標に、その導入検討が進められている。

分類調和ワーキンググループでは、GHSの日本への導入・整備に関して、情報の収集を進めるとともに、業界の意見を集約した上、その意見反映を図る。

<活動計画>

### ① 法規制へのGHS導入・整備に対する対応

- ・GHSは、平成18年12月に労働安全衛生法へ初めて導入されたが、その改正労働安全衛生法に基づき、平成20年12月より裾切り値変更も開始される予定である。この変更に対し、GHS分類結果の見直しなどへの意見具申を通じて、適切な対応を図る。
- ・化管法のMSDSなどにおけるGHS整備に対し、各国のGHS導入状況にも留意し、国内外の制度的見直し取組み状況について情報収集するとともに、業界の意見を集約した上、その意見反映および適切な対応を図る。

### ② GHS導入・整備への支援

- ・GHS分類ガイドライン、MSDS・ラベル表示作成指針について、説明会の開催など、会員企業・団体への周知・啓発を推進する。
- ・特に、GHS分類に関する基盤整備については、行政当局側で積極的に推進する動きが見られ、これに対して、日化協も積極的に支援を行っていく。

### ③ GHSの基盤整備推進

- ・GHSに関する基盤整備に対する日化協の強い要望を受けて、行政当局側では、平成19年12月より、以下の当該基盤整備の検討を開始した。本ワーキンググループとして、以

下の事業に対して、引続き積極的な協力と意見具申に努める。

- ・分類上の判断基準の明確化

本件に対して、平成 19 年度に、経済産業省より JIS 化検討の申し出があり、会員の意見を集約した結果、日化協として、本検討推進を支援することとした。平成 20 年度も継続して支援予定である。

- ・分類結果の統一化促進

本統一化を促進するシステムとして、「ケミペディア(分類結果に関する意見交換の場)」が立ち上げられたのに伴い、本システムへの会員の積極的な書き込みを要請。

- ・分類結果インベントリーの整備

平成 19 年 2 月末に、行政当局が分類、公表した 1,412 物質に対して、経済産業省に分類結果の精査を依頼し、化管法対象物質に対して見直しが進行中である。改めて見直された分類結果に対する会員への周知徹底と、意見募集などの対応を継続中である。

- ・その他

日化協としては、ガイドラインを作成するなどインフラの整備を行い、会員に対する紹介や説明などの支援を実施した。2007 年 7 月の国連文書改訂を受け、ガイドラインの見直しを行い、その改訂内容の普及に努める。

#### ④ GHS導入の国際動向の把握

- ・国連GHS-SCに定期的に参加し、各国・地域でのGHS導入・整備の動向、2007年7月に行われたGHS文書の改訂2版の修正内容フォローなど、国際動向の把握に努めるとともに、OECDが進める新たなエンドポイントの検討についても注視する。
- ・2008年7月より韓国においてGHSが導入されるが、その動向に関する注視と、会員企業・団体の対韓国対応への支援などに努める。

#### 9) ユーザー対応ワーキンググループ

<企画および運営>

- ①「グリーン調達」などについては、ユーザー業界に限らず広く普及しつつあり、徐々に強化される動きがある。状況は流動的で化学業界の負担が増すことも考えられる。これら情勢を十分に考慮しながらワーキンググループの企画・運営を行う。

<活動計画>

- ① 国際的な業界の動向、国際的な法規制などの情報収集と解析を行い、それに応じて適切な対応を行う。

#### 10) リスクアセスメントシステム

<企画および運営>

- ① 事業者が化学物質を取扱う際のリスクを定量的に評価する「Risk Manager」を平成 17 年度より提供開始しており、このソフトウェアが有効に活用されるための活動に注力する。

<活動計画>

- ① 「Risk Manager」の普及活動を進めるとともに、ユーザーからの要望に適切に対応する。

#### 11) 新規課題対応ワーキンググループ

<企画および運営>

- ① バイオモニタリング、ナノ粒子など化学物質の安全性に係わる新規課題への対応について基本方針の策定を行うとともに、エンドクリン問題に係わる動向をフォローする。
- ② 行政当局、学会、マスメディアおよび一般社会の動向に配慮しつつ、市場に創出される新技術、新規化学物質(ナノマテリアルなど)の安全性問題への対応を図る。
- ③ 必要に応じて個々の化学物質の枠を超えて、総合的にエンドクリン問題への対応を図る。
- ④ 子供健康問題への対応を図る。
- ⑤ 上述に関連し ICCA、ACC<sup>34</sup>、CEFIC<sup>35</sup> などとの国際的な協調を図る。

<活動計画>

- ① 新規課題に係わる国内外の動向を把握するとともに、基礎的な研究が必要とされる課題については、必要に応じて LRI 研究課題としての取組みを検討する。
- ② エンドクリン問題の動向調査を継続するとともに、ナノ粒子や子供健康問題への取組みをグローバルな観点を含め検討する。

## 8. ICCA 対策委員会 (事務局 化学品管理部)

### (1) 企画および運営の方針

2002 年の WSSD<sup>36</sup> (ヨハネスブルグ・サミット)での「2020 年までに化学物質の製造と使用がヒト健康・環境に与える悪影響を最小化する」との決議を受けて、2006 年 2 月、ドバイにおける UNEP<sup>37</sup> の ICCM<sup>38</sup> 会議において SAICM<sup>39</sup> (国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)が採択され、産業界にも化学物資の安全使用に対する取組みが従来以上に求められている。

<sup>34</sup> ACC : The American Chemistry Council (アメリカ化学工業協会)

<sup>35</sup> CEFIC : European Council on Chemical Industry Federation (欧州化学工業連盟)

<sup>36</sup> WSSD : World Summit on Sustainable Development(持続可能な開発に関する世界首脳会議)

<sup>37</sup> UNEP : United Nations Environment Programme(国連環境計画)

<sup>38</sup> ICCM : International Conference on Chemicals Management(国際化学物質管理会議)

<sup>39</sup> SAICM : Strategic Approach to International Chemicals Management(国際的な化学物質管理への戦略的行動計画)

他方、昨年来、ICCA では統治機構の見直しを行い、「化学品政策と健康」、「気候変動問題とエネルギー政策」、「レスポンシブル・ケア(RC)」の 3 重点課題に沿ったワーキンググループに再編し活動を開始したところである。平成 20 年度は、ICCA 対策委員会として、OECD における HPV プログラムや SAICM への対応を課題とする「化学品政策と健康」ワーキンググループでの活動を中心に、環境安全委員会と連携しながら取り進める。

## (2) 活動計画

### 1) ICCA HPV イニシアティブ

OECD では 2010 年に 1,000 物質の評価を完了することを新たな目標としてプログラムが継続されているが、2007 年 10 月開催の第 25 回評価会議(SIAM<sup>40</sup> 25)時点での評価完了は 871 物質(ICCA : 603 物質 内数)という結果となっている。

他方、欧州で成立した REACH ならびに米国、カナダの HPV Program への対応が OECD の HPV プログラムの促進につながるよう、OECD と各当該機関との間で、双方のデータの取扱いが相乗効果を生むべく調整中である。

平成 20 年度は、以下の業務を重点課題とする。

- ① 日本企業が参画している物質について、進捗状況の把握と提出の促進を図る。
- ② ICCA HPV イニシアティブの進捗状況をフォローし、情報提供する。
- ③ 欧米の HPV を始め既存化学物質の評価に関連する諸活動をフォローし、情報提供する。

### 2) Long-range Research Initiative (LRI)

<企画および運営>

- ① ICCA への的確な対応により欧米との協調を図り、遅滞なく LRI を推進する。
- ② 従来の 4 つの研究分野(内分泌かく乱作用、神経毒性、化学発がんおよび免疫毒性)に新たに「リスク評価の精緻化」を加えた 5 分野と、これらの分野に共通した分野共通の研究を行うとともに、今後注力すべき分野について検討を行う。
- ③ ICCA の LRI Global Research Strategy で Pilot Study として決定された「バイオモニタリングデータをいかに解釈するか」に関する研究推進は、新たに設立したリスク評価の精緻化分野で対応する。
- ④ 日化協における研究ニーズを把握するため、新規課題対応ワーキンググループとの連携を図る。

<活動計画>

- ① 平成 19 年度(第 8 期)研究
  - ・ Annual Report(研究概要を含む)の刊行(平成 21 年 3 月末)。

<sup>40</sup> SIAM : SIDS Initial Assessment Meeting(HPV(高生産量化学物質)の初期評価レポート評価会議)

② 平成 20 年度(第 9 期)研究

- ・ 研究公募(平成 20 年 3-5 月)、審査(6-7 月)、採択研究の決定(7 月)。
- ・ 研究モニタリングの実施(9-11 月)。
- ・ 中間報告書の受領と評価(平成 21 年 3 月)。

③ 平成 21 年度(第 10 期)研究

- ・ 研究分野毎にテーマの決定、募集要項作成(平成 21 年 2 月)。

④ LRI 広報の取組み強化

- ・ LRI の意義、活動内容を公衆にも広く知ってもらうべく、広報活動を強化する。

⑤ ICCA-LRI 活動への積極的参加

- ・ バイオモニタリング・ワークショップへの参加(平成 20 年 6 月)
- ・ ACC-LRI、CEFIC-LRI との連携を深め、相互の情報交流を活発化する。

### 3) ICCA Global Product Strategy (GPS)

2006 年 2 月のドバイでの ICCM 会議に呼応して、ICCA としてもサイドイベントを実施し、RC 世界憲章および GPS の骨子を公表した。平成 20 年度は、2007 年 10 月の ICCA 理事会にて合意された各地域での事情を加味した「地域毎の段階的取組み(Phased Approach)」の趣旨に添って、国内での化審法の改訂議論の状況も踏まえつつ、JRCC との連携のもと、GPS の具体化を推進する。

### 4) OECD 化学品プログラムへの対応

化学品ビジネスのグローバル化、SAICM、GHS の導入、REACH の成立などを背景に、国際的な化学品管理プログラムにおける OECD との連携がますます重要となってきた。ICCA/BAC の OECD 関連活動をフォローし、日本の意見を発信する。

<重要案件>

- ① OECD テスト・ガイドライン開発への対応
- ② OECD HPV プログラムと、欧州、米国、カナダ、豪州、日本など各地域および国が実施している既存化学物質評価プログラムとの相乗的効果の追求
- ③ 化学物質安全性情報データベースの構築
- ④ QSAR<sup>41</sup> の開発 など

### 5) その他

平成 20 年度は、主として以下の項目に重点を置く。

---

<sup>41</sup> QSAR : quantitative structure-activity relationship(定量的構造活性相関)

① SAICM

2006年2月ドバイにおける UNEP の ICCM 会議にて SAICM が採択された。2009年5月には ICCM-2 が開催される予定となっており、産業界としての取組み実績が問われることとなる。Japan チャレンジプログラム、サプライチェーンにおける情報共有を中心とするプロダクト・スチュワードシップの促進など、GPS の取組みを進め SAICM への対応を図る。

② POPs(ストックホルム条約)のフォロー

新たに PFOS<sup>42</sup> など5物質が POPs 候補として提案され、2009年5月の締約国会議にて決定される見込みであり、その進捗をフォローする。

---

<sup>42</sup> PFOS : Par-Fluoro-Octane-Sulfonate(パーフルオロオクタンスルホン酸)

### Ⅲ. 自主事業の活動計画

#### 1. 研修センター

##### (1) 企画および運営の方針

当センターは、平成5年6月に設立され、ISO<sup>43</sup> 9000、ISO14000 シリーズに基づき、企業における品質・環境マネジメントシステムの構築、内部監査員・外部審査員の養成および相談・アドバイス業務を実施し、化学企業を中心とした品質・環境マネジメントシステムのレベル向上に貢献してきたが、単なる審査登録のための研修ではなく化学業界ほかの業務革新につながるような研修を提供し、力量のある内部監査員養成に焦点をあてる。

一方、化学業界を取り巻く社会状況より、化学品の環境安全管理の手法を実務で活用していくための実務要員の育成が必要となっており、日化協で実施してきた各種の調査・研究などの事業の成果を基に、一方的な情報提供だけではなく実践的なワークショップやロールプレイなどを取り入れ、力量のある実務要員の育成に焦点を当てた研修の種類を増やす。

##### (2) 活動計画

- ① 化学業界ほかの業務革新につながる品質および環境マネジメントシステムのレベル向上のための内部監査員研修事業

ISO9000 ファミリー規格および ISO14000 シリーズ規格に基づき、品質および環境マネジメントシステム内部監査員の力量向上のために、長年培った経験を基に改定したテキストを使用し、内部監査員研修コースを中心に定期開催する。また、平成19年度に引続き、関西化学工業協会との協力のもとに関西地区での開催を行う。

企業毎の需要が異なる内容の研修は、個別企業毎への出張研修として対応していく。

- ② 供給者を監査できる外部審査員研修事業

内部監査員の上級コースと位置づけ、企業が供給者の能力を評価するために必要な監査技術を養成する。長年培った経験をもとに改定したテキストを使用し、供給者の品質マネジメントシステムを審査できる4日間程度の外部審査員研修コースを需要がある企業への出張研修として対応していく。

- ③ 「改善審査」の実施

企業などにおける、マネジメントシステム国際規格に基づく品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステムの第三者審査登録の受審準備、さらには審査登録後の課題であるパフォーマンスの継続的改善を目指す企業などの支援を目的とする非登録非認証の審査

<sup>43</sup> ISO : International Organization for Standardization(国際標準化機構)

(「改善審査」)を引続き実施していく。(審査は ISO19011:2002 および ISO/IEC17021:2006 に基づき実施する)

#### ④ 相談・アドバイスなどの実施

企業などの要請に応じ、出張で品質マネジメントシステムまたは環境マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善などの具体的な実施方法についての個別の相談・アドバイスを引続き実施していく。

#### ⑤ 化学品の環境安全管理などの実務要員の養成事業

IATA<sup>44</sup> 認定航空危険物セミナー、危険物輸送における安全管理の講習会、安全シンポジウム、ケミカルリスクフォーラムおよび GHS 講習会などの実践的なトレーニングによる研修会を定期開催していく。

## 2. 日本化学試験所認定機構(JCLA)

### (1) 企画および運営の方針

ISO 規格に基づく認定に関しては、これまで環境関係の試験所の認定が中心であったが、最近の傾向としては飲料水、プラスチック(RoHS<sup>45</sup> 指令対象物質)および食品(残留農薬)などの分野に拡大し、認定試験所も多様化してきた。今後とも人の健康と安全に係わる試験分野の認定が増加すると期待される。平成 20 年度は、これらの分野での認定業務を積極的に進める。計量法に基づく特定計量証明事業者の認定(MLAP<sup>46</sup>)に関しては、平成 19 年度はフォローアップ調査を中心に審査を実施した。平成 20 年度は 3 年毎の更新審査の時期となることから、期間内に認定の更新が終了するように計画的に審査を推進する。同様に JCLA も経済産業大臣より認可を得た指定認定機関として 3 年毎の更新の時期になることからこの準備と対応を推進する。

また、試験所認定制度の広範な理解を得るために、説明会の開催、マスメディアへの情報提供およびインターネットを利用した広報活動を積極的に行っていく。

### (2) 活動計画

#### 1) 認定審査の実施

平成 19 年度の ISO 規格に基づく審査の実績見込みは、新規の認定申請がほぼ計画通りとなることから拡大審査および維持審査を含めて 66 件となり、前年度に対し大きく増加した。

---

<sup>44</sup> IATA : International Air Transport Association(国際航空輸送協会)

<sup>45</sup> RoHS : Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment(欧州の電気電子機器に含まれる特定有害物の使用制限に関する指令)

<sup>46</sup> MLAP : Specified Measurement Laboratory Accreditation Program

ISO規格に基づく平成20年度の審査計画としては、新規認定審査の申請受付目標を7件とし、維持審査は拡大審査を含め54件、再審査は10件と全体で71件の審査を予定している。特定計量証明事業者の認定(MLAP)に関しては、平成19年度はフォローアップ調査を中心に9件の審査を実施した。平成20年度は更新審査を中心に12件の審査を予定している。

## 2) 審査プロセス関連

- ① マネジメントシステムの定着と改善
- ② テクニカルノートの見直し
- ③ 認定審査の指針の見直し

## 3) 審査員の養成および力量維持の研修

審査員の高齢化や必要な専門分野の審査員の不在などの問題から今後計画的に審査員を養成していく。また、登録された審査員の力量維持のため実際の審査にオブザーバー参加するなどの方法で研修を行う。

## 4) 特定計量証明事業者認定(MLAP)

平成20年度は、JCLAが経済産業大臣より認可を得た指定認定機関として3年毎の更新の時期になることから、この準備と対応を推進する。

## 5) 広報活動

- ① 試験所認定制度の普及と理解を深めるためのセミナーの実施を計画する。(試験所認定機関連絡会と共催)
- ② マスメディアなどへの情報提供などにより、一般のデータ利用者へ試験所認定制度の啓発を図る。
- ③ インターネットを利用したJCLAの紹介および認定審査に関する情報の公開を推進する。

## 6) 内部監査およびマネジメント・レビュー

内部監査は規定にしたがい、半年に1回実施する。実施時期は8月および2月とし、これらの結果を平成21年度のマネジメント・レビューにつなげていく。

## 7) APLAC<sup>47</sup> (アジア太平洋試験所認定協力)

総会への参加を含め、APLACからの情報をJCLAの活動に活用する。また、APLAC/MRA<sup>48</sup>のための準備を開始する。なお、2010年12月にAPLAC総会の日本開催が決まっており、試験所認定機関連絡会と連携しながら、この準備にも着手する。

---

<sup>47</sup> APLAC : Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation

<sup>48</sup> MRA : Mutual Recognition Agreement(多国間相互承認協定)

## IV. 関連組織の活動計画

### 1. 日本レスポンシブル・ケア協議会 (JRCC)

#### (1) 企画および運営の方針

平成20年度は、平成17年11月にJRCC企画運営委員会にて承認されたRC中期計画の最終年度にあたり、基本方針としては、新中期計画の方針のとおり、

「新『環境・安全に関する日化協基本方針』に則り、日化協との連携によるRC世界憲章の浸透に努める」

こととする。現中期計画終了後の新たな中期計画の作成については、ICCAの統治機構改革に伴って設置されたRCグループの活動方針が国際的に協議されていることから、この方針が決定されるのを見定めて検討することとする。

重点推進事項も新中期計画に則り、以下の6点とする。

- 1) プロダクト・スチュワードシップ(PS)の一層の強化、推進
- 2) RC活動の継続的な改善推進と普及
- 3) 検証活動の充実による説明責任の遂行
- 4) 社会のRC活動に対する認知度のさらなる向上
- 5) キャパシティ・ビルディングの推進
- 6) JRCC運営体制の機能強化

また、特に1)から4)の重点推進事項においては、平成16年度に顕在化したコンプライアンス問題に対するJRCCの対応方針をふまえて実行に取り組むこととする。

#### (2) 活動計画

##### 1) プロダクト・スチュワードシップ(PS)の一層の強化、推進

世界的な化学物質管理のさらなる充実が求められる中で、RC世界憲章に謳われているPSをより一層強化する目的で、グローバルな化学物質管理に関する戦略(GPS)の目標達成に努める。

新中期計画の重点方策は、以下の3点である。

- ① リスク評価とリスク管理システムの策定および実施
- ② サプライチェーン業界、団体とのリスク管理に関する共同計画の策定および実施
- ③ リスク評価に関連する情報管理システムの構築

平成20年度は、PSワーキンググループを改編し、新たな計画を策定して確実に実行していくこととする。

## 2) RC 活動の継続的な改善推進と普及

以下の方策を推進することにより、会員および会員関係会社のパフォーマンスの継続的な改善を推進、支援するとともに、会員の相互情報交流を深め、RC 活動のレベルアップを図る。

### ① 会員交流会、勉強会の企画立案

平成 19 年度に引き続き、テーマを以下の重要な 5 点に絞り込み、それに沿って会員交流ワーキンググループで会員交流会、勉強会を企画立案し、実施する。

- ・ RC 世界憲章と GPS
- ・ コンプライアンス(平成 16 年度に問題が顕在化)
- ・ 検証活動(検証活動内容紹介、受審件数拡大支援)
- ・ リスクコミュニケーションおよびリスクマネジメント
- ・ 保安防災(トラブル増加傾向、地震に対する対策)

### ② RC ベストプラクティスの共有推進

上記交流会で、参加メンバー全員が成果を共有できるよう、分科会活動を充実させることとする。そのため、各分科会をワーキンググループ委員で分担、フォローする。

平成 18 年度に新設したレスポンスブル・ケア表彰制度(個人やグループを対象とする)では第一回表彰で 5 件を表彰しており、今後も RC 活動をより一層推進するためのインセンティブとして、さらに多数の応募があるよう周知を図る。

### ③ 会員のグループ企業登録の積極的推進

対象企業のほとんどが正規会員として登録しているが、今後 RC 活動の裾野をさらに広げる意味で、会員のグループ企業登録の積極的推進を図っていく。

## 3) 検証活動の充実による説明責任の遂行

以下の方策を推進することにより、検証活動の一層の充実を図り、活動の透明性を高める。

- ① 具体的には、「検証受審会員数の拡大」と「検証内容の充実」を掲げ、推進していく。
- ② 目標受審率を現状 22%から 3 年計画で 50%まで高めることを目標とする。新規受審会員企業数は、平均 10 社/年を目標とし、リピート受審を含めた目標受審件数を 20 件/年とする。
- ③ 検証受審済み企業から直接意見を集約し、その結果を生かす形で受審勧誘を推進する。
- ④ 検証内容の充実としては、以下の点に注力する。
  - ・ 検証員研修の充実
  - ・ 活動検証、報告書検証の中身の拡充

## 4) 社会の RC 活動に対する認知度のさらなる向上

以下の方策を推進することにより、RC 活動の成果について、幅広くステークホルダーから

評価を受けるとともに、対話を通じ相互理解が得られるように努める。

① 認知度向上のための方策

当協議会が今後とも、RC 活動を通じて、社会とともに発展していくために、報告書報告会、地域および市民対話、PS ワーキンググループ(サプライチェーン業界との共同計画)ならびに広報活動などの場において、常にステークホルダーの幅をさらに広げることに努力すると同時に、活動の成果をアンケートなどにより確認を行い、以下の活動に活かすことに努めることとする。

② 報告書ワーキンググループ関係

内容については、カラー化を充実させ、読者が興味を持つ報告書作りを目指す。

また、できあがった報告書がより幅広いステークホルダーに読まれ、評価されるべく、以下の点に注力する。

- ・会員外の重要ステークホルダーの RC 報告会への参加増を図る。
- ・新聞・雑誌などの広報活動にさらに幅広く展開する。
- ・報告書の配布先について見直しを行う。

③ 対話ワーキンググループ関係

地域対話については、15 地区を 2 年で一巡するペースを継続し、対話の中身の充実化を図る。具体的には、以下の点に注力し、対話のさらなる質の向上を目指す。

a) 平成 18 年度より年 2 回開催している地区代表幹事会を活用し、各地区における対話の進め方の改善についての意見交換を促進するとともに、問題点とその解決法について共有化する。

b) 対話ワーキンググループ委員も地域対話、地区代表幹事会に積極的に参加し、実施状況、課題、評価などのフォローに努める。

また、リスクコミュニケーション研修会(年 1 回)を継続し、会員の対話スキル能力向上を図る。

また、市民対話については、相互理解をより深め、対話の内容が社会に広く周知されるように、対話を行う適切な対象者とテーマを選ぶことを基本方針とし、現在は年 1 回(於：東京、関西)の開催数を増やすとともに、教師との対話実現に向け努力する。

5) キャンパシティ・ビルディングの推進

キャンパシティ・ビルディングについては、JRCC 重点推進事項の一つとして、ASEAN 諸国に対して指導的役割を果たす意味で、一層の支援活動を行う。

#### ① RC の普及支援(JETRO<sup>49</sup>)

JETRO の委託事業下、支援ロードマップに従い、RC の普及活動を、積極的に推進する。

RC 普及支援は、ベトナム、インドネシア、ミャンマーを引続き支援する予定である。

また、他の ASEAN 諸国より新規支援要請があれば、対応する。

#### ② GHS の普及支援(AOTS<sup>50</sup>)

経済産業省の主導により、従来からの AOTS による支援をさらに発展させるべく、GHS 支援を中心とした方針の検討が行われており、JRCC としても講師の派遣や研修への参加など、必要な支援を積極的に行っていく。

### 6) JRCC 運営体制の機能強化

今後、新中期計画を実行する上で、現行運営体制の機能強化が求められており、以下の強化実行と見直しを図る。

#### ① JRCC 規約・規則類の改定

JRCC 発足後 10 年が経過したことを機に、規約・規則類の改定を行った。改定した規約・規則類を周知徹底し、組織としての機能強化を図る。また、これに基づいてワーキンググループの改廃、新設も行ったが、今後も必要に応じて組織の見直し、強化を行う。

### 7) 国際 RC 組織との連携

#### ① ICCA/RCLG<sup>51</sup> メンバーとしての国際協調活動の積極推進

ICCA の新たな運営体制の下で、住友化学(株)が RC ワーキンググループの副議長に就任した。JRCC は副議長を補佐し、国際的な活動方針策定に貢献する。また、同方針にしたがって、2008 年 4 月開催予定の RCLG 運営グループ会議、同年 11 月開催予定の RCLG 会議、および毎月の電話会議に積極的に参加し、具体的な活動に日本の意見を反映させるとともに、各国と協力して RC 活動の一層の普及に努める。

#### ② APRO(アジア太平洋レスポンシブル・ケア機構)メンバーとしての RC 活動の推進

APRO メンバーとして、事務局の見直しなど新しい運営体制確立に協力し、電話会議ならびに運営会議(日程未定)に積極的に参加し、ASEAN 諸国、インドなどにおける RC 活動推進に貢献する。

### (3) その他

#### 1) 会員の動き

<sup>49</sup> JETRO : Japan External Trade Organization(日本貿易振興機構)

<sup>50</sup> AOTS : The Association for Overseas Technical Scholarship(財団法人 海外技術者研修会)

<sup>51</sup> RCLG : Responsible Care Leadership Group(国際化学工業協会協議会の RC 推進組織)

平成 19 年度にエボニックデグッサジャパン(株)が入会し、一方でシェルケミカルズジャパン(株)と新日本石油化学(株)が平成 19 年度末をもって退会することから、平成 20 年度より、会員数は 101 社となる。

## 2. 化学標準化センター

### (1) 企画および運営の方針

国内外の標準化活動における化学業界共通課題の検討および取組みを行う。また、化学分野における標準化活動の推進を図るために、国内外の標準化情報の収集を行い、会員へ提供する。

### (2) 活動計画

#### 1) JIS 策定・改廃および ISO/IEC 規格の審議・提案の実施または支援

##### ① JIS の策定・改廃

「GHS に基づく化学物質等の分類」の JIS 原案作成作業を開始し、その事務局を務める。平成 20 年度中に原案作成作業を完了させ、平成 21 年の JIS 制定を目指す。日化協担当の JIS19 件の維持管理については、定期見直し作業に併せて、適宜行う。

##### ② ISO 規格の審議・提案の実施

ISO/TC47 の国内審議団体として、現在改正中の ISO11014(化学物質等安全データシート：内容および項目の順序)を始め、その他の ISO 規格の改正案、新規提案および ISO/TMB 関連事項の審議、意見提案を行う。また、ISO/TC47 の国際幹事として、化学分野の国際標準化活動を推進する。

##### ③ その他の機関・団体の活動への参画

日本工業標準調査会の専門委員会や(財)日本規格協会、(社)産業環境管理協会などの ISO/IEC 国内対応委員会へ委員として参画し、化学業界の立場や意見の反映を図る。

#### 2) 標準化活動に関連する情報の収集、提供

国内外の標準化活動の動向、最新事案、セミナーの開催案内・紹介などについては、専門誌、ウェブサイトなどで情報収集し、「情報メール」配信、日化協ウェブサイトへ掲載することによって、迅速に会員へ情報提供を行う。当センターの活動状況については、月次報告を行う。

#### 3) 標準化活動における共通の課題の解決のための国や国際機関への提言

化学業界共通の課題について化学業界の立場と意見を取りまとめ、関係機関・諸団体へ提出することを通じて、また、委員会活動へ委員などとして参加することを通じて、国内外の標準化に係わる共通の課題に対処する。

① (社)日本化学工業協会(化学標準化センター)

総会、運営委員会、運営委員会幹事会、専門委員会を開催し、課題について検討し、意見を取りまとめる。

② 日本工業標準調査会

総会、適合性評価部会、環境・資源循環専門委員会などへ委員として参画する。

③ その他の関係する機関・団体

(独)製品評価技術基盤機構、(財)日本規格協会、(財)日本適合性認定協会などへ委員として参画する。

### 3. 化学製品PL相談センター

#### (1) 企画および運営の方針

当センターにおける最近の相談傾向を分析すると、消費者からの相談が占める割合が多く、平成19年度も半数近くが消費者からの相談であった。そのうちの約6割が事故・苦情の相談で、残りは一般的な問合わせであったが、問合わせの中では、例年、化学物質・化学製品の安全性に関するものが多く寄せられている。

平成20年度も、当センターで受け付けた相談事例を通じ、その背景にある消費者の意向や使用の実態などを把握して業界に伝達していく一方、化学製品の安全な使い方などの情報を提供して消費者啓発を促していくことを目的に、運営協議会やサポータースタッフの指導・助言のもとに、日化協広報部および化学品管理部ならびにJRCCなどと連携して、以下の活動に取り組んでいく。

#### (2) 活動計画

- ① 化学製品による事故・苦情の相談や問合わせに対応し、化学製品への消費者の理解促進を図る。
- ② 行政当局、各地の消費生活センター、他業界のPLセンターおよび当センターに寄せられた製品事故に係わる商品の業界団体などとの連携に基づき、消費者問題や製品安全問題に係わる情報の収集に努める。
- ③ 毎月ウェブサイトに掲載する『アクティビティノート』などにおいて、受付相談事例および対応内容を公開して、業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いた情報提供により、化学製品による事故の未然防止・再発防止および化学業界のイメージアップを図る。

## 4. 危険品貨物情報室

平成 12 年度に開始した危険物航空貨物の問合わせ相談業務は、航空会社や航空貨物代理店を対象に会員制(有料)で実施しているが、2001 年 9 月の米国テロ事件、アフガニスタン、イラク戦争後の社会不安発生以来、相談業務の社会的ニーズは依然として高い。

については、平成 20 年度も、航空貨物に関する業務を維持強化する一方、会員の増加に努力し、航空貨物輸送の安全の向上に寄与する。

## 5. 化学兵器／産業検証連絡会

平成 19 年度に引続き経済産業省、OPCW からの情報収集、担当連絡者会の開催による情報提供など、情報交換・提供を中心とした活動を行う。

# V. 事務局共通事項

## 1. 情報化の推進

### (1) 企画および運営の方針

- ① 日化協で使用している情報システムの維持、更新を行うとともに、更なるセキュリティの強化に注力する。
- ② 広報部と連携し、日化協ウェブサイトを中心に、会員、一般向け情報提供サービスの質の向上に努める。
- ③ 六甲ビル入居化学関係団体で利用している共用ネットワークの有効利用を図る。

### (2) 活動計画

- ① 円滑な事務局業務遂行のため、情報システムの設計、管理、運営を行う。
- ② 構築から 8 年を経過した化学製品情報データベースを再構築し、安定したデータ提供と今後のデータ増加に対応する。
- ③ 近年大幅に増加し、業務の支障となっている迷惑メール対策を実施する。
- ④ これまでに蓄積されたデータを再編成し、必要なデータが簡単に検索、利用できるシステムの構築を検討する。
- ⑤ 日化協の活動、講演会などをデジタル映像化し、活動紹介に利用する。
- ⑥ 各種調査報告やレポートなどの電子化を促進し、ウェブサイトで公開するだけでなく、必要に応じ、CD-ROM、DVD などのメディアでも提供する。

- ⑦ 団体会員に対する情報化システムおよびセキュリティ対策に関するサポートを行う。
- ⑧ ネットワークを共有している六甲ビル入居化学関係団体間で、より一層のネットワークの有効利用を検討する。

## 2. 職務能力の向上

事務局業務を効率的かつ円滑に遂行するため、日化協内外の関係部門と常時十分な情報交換や意思疎通を図るとともに、担当業務の習熟および関連業務知識の拡大に努め、職員の職務能力の向上を図る。また、専務理事および常務理事による職員との面接や評定など、業績評価制度の充実を図る。